

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立南台小学校
校長 角井 治朗

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分に取った上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程（6月中は登校班での集団登校の期間とします。）

- ・ 第一期 6月1日（月）～12日（金）分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行う予定です。
- ・ 第二期 6月15日（月）～30日（火）学級での半日程度の短時間授業
※ この期間、12:15 ごろ下校となり、給食は実施しません。

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
 - ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
 - ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用
 - ・ 手洗い等の励行を指導
- など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

2 第一期の分散登校について

- 分散登校は、2・3・5年生の登校日と1・4・6年生登校日を一日おきに設けます。登校日は次のようになります。
2・3・5年生の登校日 6月1日（月）・3日（水）・5日（金）・9日（火）・11日（木）
1・4・6年生の登校日 6月2日（火）・4日（木）・8日（月）・10日（水）・12日（金）
- 再開にあたっては、感染拡大予防のため、学級を2グループに分けて、担任ともう一人の教員がそれぞれのグループを担当します。1日の中で、担任はどちらのグループにも授業に入る時間を設けます。
- 通常時刻（8:00～8:20に登校）の登校、11:45下校となります。

- 分散登校期間中は、登校班の人数が少なくなり、高学年児童のいない登校班が生じます。PTA 校外委員の方を中心にご相談いただき、複数の班がまとまって登校する、保護者の方に付き添っていただくなど安全に気を付けて登校してください。

3 持ち物等について（それぞれの学年で学習に用いる道具等は別で連絡します。）

- ・ マスク着用（記名をお願いします。）
- ・ 健康観察票（毎朝ご家庭で健康観察の上、ご記入ください。）
- ・ ハンカチ、ティッシュ（手洗いを頻繁に行います。）
- ・ ゴミ袋にする袋（チャック付きや結んで密閉できるもの。ティッシュやマスクなどは教室のごみ箱には捨てないよう指導します。）
- ・ 配付した課題（できた範囲でかまいません。）
- ・ 筆記用具、教科書、ノートなど、学習に必要な用具等。

4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

なお、登校後、児童の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

5 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 第一期は1～4年生及び個別支援学級（ただし登校日となっている児童を除く）の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。第二期は「緊急受入れ」は実施しませんが、放課後キッズクラブ（利用区分2）や放課後児童クラブ等に登録しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合にご相談ください。
- 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。
- 医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等と相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。